

未成年者の受診について（当院からのお願い） R8.9.1

中学生までのお子様の受診は、必ず、保護者同伴でお願いしております。

付き添いが必要な理由

- ・ 既往歴・アレルギー歴・薬の服用状況の確認
- ・ 検査・処置等の保護者の同意
- ・ 医師からの治療内容の説明、保護者の判断と同意

16歳～18歳未満の方の受診につきましては、保護者の同伴ができない場合電話で確認を取らせていただく場合がございます。必ず連絡をお取りすることができるよう、ご配慮ください。緊急時は、保護者のご承諾なしに診断治療を行うこともありますので、ご了承ください。

※保護者の同伴なく、上記項目等をお伺いすることができない場合、診察を行えない場合がありますので、ご了承ください。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

社会医療法人社団堀ノ内病院 院長